



南相馬市小高区公設商業施設「小高ストア」がオープン!

平成30年12月5日、南相馬市小高区で、これまで住民生活を支えてきた仮設商業施設「東町エンガワ商店」が閉店し、翌12月6日に住民待望の公設商業施設「小高ストア(スーパーマーケット)」がオープンしました。

「小高ストア」は食料品や日用雑貨などの販売により、小高区民の生活環境の利便性を向上させるとともに、まちなかの賑わい創出や避難者の帰還意欲の向上を目的として、南相馬市が設置しました。

店内には生鮮食品や日用雑貨が数多く並び、またコミュニティスペースも併設されており、地元住民をはじめ多くの買い物客が訪れています。



小高ストアオープン時のテープカットの様子

Jヴィレッジ全面再開記念イベントを開催します!

福島県の「復興のシンボル」Jヴィレッジが、4月20日に全面再開します。

全面再開当日の4月20日には、記念イベントを開催。ステージイベントやサッカー教室、おいしい食べ物の出店など盛りだくさんの内容です。この機会に、ぜひお越しください。

日時 4月20日(土) 午前10時頃から

場所 Jヴィレッジ(福島県双葉郡楡葉町山田岡字美シ森8)

問 福島県エネルギー課 ☎024-521-7116
(株)Jヴィレッジ ☎0240-26-0111

福島県生活再建支援拠点(新潟拠点)「コランショ」を開所しました

避難者の皆さんの生活再建に向けて情報提供を行っていきますので、ご活用ください。車でお越しの際は隣接するコインパーキングをご利用ください。駐車券をご用意しています。

エリア	新潟県
住所	新潟県新潟市中央区東中通2番町288-2
相談日時	月・水・金(祝日を除く) 午前9時30分~12時、午後1時~5時30分
電話番号・メールアドレス	☎025-211-2111 ✉colansho@bg.wakwak.com

ふくしまVoice

Vol.6 坂本明彦さん (広野町在住)

帰還した人、起業した人、移住してきた人の声を紹介します。

2016年に広野町の自宅へ戻ってきました。震災後は新潟市やいわき市で避難生活を送ったのですが、家業であるサッシ施工でお声掛けをいただき、避難先で業務を再開したんです。いわき市の妹夫婦の家に仮事務所を置いたのが震災後の4月。再開は早かったのですが、町へ戻るまでに時間が掛かってしまいました。

忘れられないのは、友人の親戚宅へ身を寄せた新潟市での避難生活。大勢の方に励ましの言葉や差し入れをいただき、温かい気遣いに胸が熱くなりました。

いまは浜通り各地の現場を回る日々。何とか家業を続けられています。仕事では新しい住宅にからむ施工が増えましたね。2018年には広野興業の3代目社長に就任しました。

私にとってこの町は、ごく当たり前に過ごしてきた場所。これからもここで当たり前に働き、暮らしていきたいと思えます。



工房でサッシ枠を組み立てる坂本さん

国道6号に面した広野興業の新社屋



- 読者アンケート(71号)の回答
- あなたが自慢したい地元福島の良いところは?
 - 浜通り、中通り、会津の3地域でそれぞれ特色があり、楽しみがあること。(県内 男性)
 - 海から内陸や山まで素晴らしい観光地があること。(群馬県 男性)
- 記事の感想、取り上げてほしい情報
 - チャレンジふくしまに多くの復興施設が載っていて驚きました。(県内 女性)
 - ふくしまVoiceが1番のお気に入りです。(新潟県 女性)

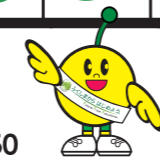
今後の紙面づくりに反映してまいります。

故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの

が分かる

発行：福島県庁
避難者支援課
☎024-523-4250



新聞

vol.72

平成31年3月15日(金) 発行

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取り組みや福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



特集 避難地域における医療について

花見山公園(福島市)

「ふくしまの今が分かる新聞」バックナンバーはこちら [福島 今が分かる新聞](#) [検索](#)

特集

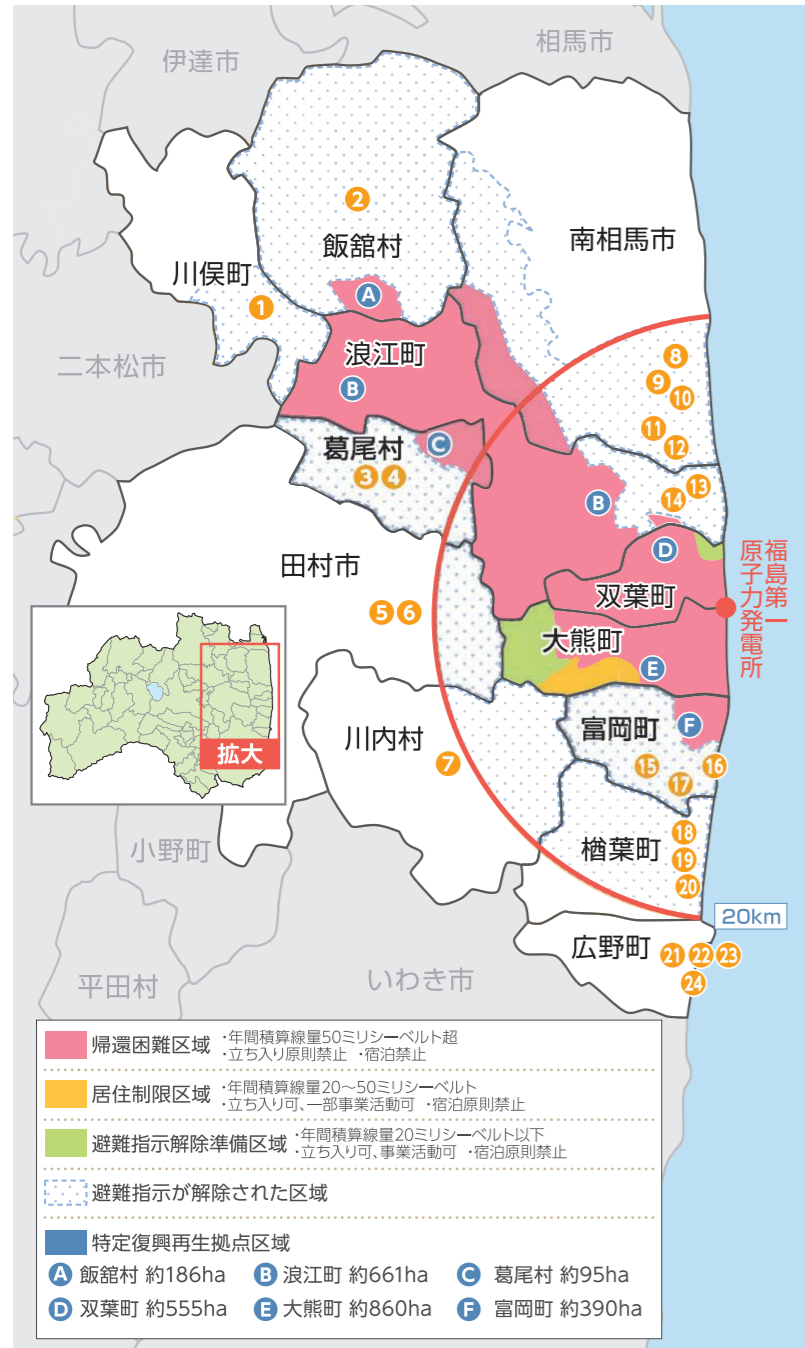
避難地域における医療について

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から8年が経過しました。1日も早い福島県の復興に向けて、福島県全体でさまざまな取り組みが着実に進められています。今号では避難地域における医療についてご紹介します。

避難地域の医療等の整備状況について

現在、下記の医療機関が再開または新たに開設されています。

平成30年度には、平成30年4月に富岡町で「⑩ふたば医療センター附属病院」が新たに開設されたほか、8月には南相馬市小高区で「⑨今村歯科・矯正歯科医院」が、同じく8月に浪江町で「⑭豊嶋歯科医院」がそれぞれ再開するなど、医療・福祉・介護のサービス提供体制は着実に進んでいます。



ふたば医療センター附属病院の方にお話を伺いました!

平成30年4月に開院したふたば医療センター附属病院の児島副院長兼看護部長にお話を伺いました。



ふたば医療センター附属病院
副院長兼看護部長
こじま ゆりえ
児島 由利江さん



Q1 受け入れの体制について教えてください。

A 診療科は救急科と内科があり、救急は24時間、365日対応しています。診療体制として日中は4~5名、夜間帯は内科系及び外科系医師2名が常駐しています。また看護師をはじめとした医療スタッフ41名が交代制で勤務しています。

Q2 病院の特徴を教えてください。

A 救急対応はもちろんですが、入院中から患者さんの日常生活のことを一緒に考え、在宅で療養を継続できるようにはたらきかけるなど、患者さんの生活に寄り添った対応が特徴です。また、訪問看護や訪問診療、健康寿命をのばすことを目的とした健康教室等も実施しています。

Q3 他の医療機関との連携の状況を教えてください。

A 近隣の医療機関の医師と適宜、連絡を取り合っています。特に福島県立医科大学とはネットワークをつなぎ、CT画像の読影などの診療支援を受け、より質の高い医療を提供しています。また昨年10月には多目的医療用ヘリが導入され、浜通りの医療機関と高度専門的な治療が行える医療機関との患者搬送にかかる時間が大幅に短縮され、重症化防止や移動中の負担軽減を図ることができました。

Q4 開院から約1年が経過しましたが地域住民からの反応はいかがですか。

A 救急科は年中対応していることもあり、住民の方からは「開院してもらって助かった」「安心できる」との声をいただいています。今後も双葉郡の皆さんが安心できる場所になれるよう頑張っていきます。

問 福島県ふたば医療センター附属病院 ☎0240-23-5090

医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

次に該当する国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された場合の窓口負担(1~3割)の免除については、平成31年3月1日以降、次のとおり免除が延長されました。詳細は、住民票のある市町村窓口にお問い合わせください。

免除を受けることができる対象者及び延長期間

対象者	延長期間
帰還困難区域等(※1)の住民の方、 上位所得層(※2)を除く旧避難指示区域等(※3)の住民の方	2020年2月29日まで

※1「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域。

※2「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます。

(国民健康保険の例では、基準所得額の合算額が、600万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定)

※3「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(c)旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(d)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の4つの区域。

その他

旧避難指示区域等の上位所得層(※2)の方、あるいは主たる生計維持者の死亡・行方不明、住家の全半壊などの要件に該当する方は免除がある場合があるので、お住まいあるいは住所がある市町村等にお問い合わせください。

お問い合わせ先

国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村または福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

なお、国民健康保険等以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会(協会けんぽ)	全国健康保険協会支部 ☎024-523-3915
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者またはお勤め先の事業者



文部科学省 原賠ADRセンターからのお知らせ

第71号(2019年1月発行)ではADRセンターでの和解事例(避難指示対象区域)を紹介しました。今月号では、自主的避難対象区域の和解事例を紹介します。

- 事例 ①** 父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母(避難中に妊娠・出産)と子供2名が避難した申立人らについて、請求している期間である平成25年3月までの避難費用、二重生活で増加した生活費(月額3万円)及び避難雑費(子供・妊婦1人当たり月額2万円)等が賠償された事例(和解事例625 和解成立日:平成25年8月14日参照)
- 事例 ②** 郡山市所在の申立人が持っていた自宅建物及びその敷地の除染費用(建物の高圧洗浄、敷地の表土入替、植木伐採剪定工事等)が賠償された事例(和解事例551 和解成立日:平成25年7月1日参照)
- 事例 ③** 旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅近くの田畑で自家消費用の米の作付や野菜の栽培をしていた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さなどから、放射性物質による汚染の危険性を心配し、それらの栽培をやめ、商店から米や野菜を購入したことを考慮して、平成26年3月までの米や野菜の購入費用が賠償された事例(和解事例924 和解成立日:平成26年5月15日参照)

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。 ※詳しくは、QRコードより、個人・事業者、住所地、業種、損害項目などにより分類した和解事例をご覧ください。 また、和解事例集(抜粋版の冊子)も無料で送付しております。



問 原子力損害賠償紛争解決センター (平日午前9時～午後5時)

- 福島事務所(郡山市方八町 郡中東口ビル2階) ●東北支所(福島市市民会館503号室) ●会津支所(会津若松市一箕町松長1-17-62)
- 相双支所(南相馬市役所北庁舎2階) ●いわき支所(いわき市平字小太郎町 いわきセンタービル4階)

※会津支所は毎週月・火・木曜日、会津支所出張窓口は大熊町役場会津若松出張所にて第2、第4水曜日に窓口を開設しています。(午前9時～午後5時)

◇申立てに関する問い合わせ窓口 ☎0120-377-155(平日 午前10時～午後5時)



福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金の第7次公募を開始します

福島県では、原子力災害被災12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」を実施しており、第7次公募を下記のとおり行います。

- 事業概要**
- 事業目的** 原子力被災事業者が原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村内及び12市町村外(県外を含む)において、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合、その事業に要する経費の一部を補助します。
- 補助対象者** 原子力災害発生時に12市町村で事業を行っていた中小事業者
- 補助対象事業** ①12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資(以下「事業再開等(※)」)を行う場合 ②原子力災害後、休業していた者または休業していたとみなせる者で、12市町村外において事業再開等(※)を行う場合 ※原子力災害前の事業とは異なる業種での再開(転業再開)を含む。
- 補助率** ①の場合:3/4以内 ②の場合:1/3以内 ※ただし、②のうち、帰還困難区域または大熊町もしくは双葉町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域において原子力災害発生時に事業を行っていた事業者で、当該区域への帰還意向を有する者が12市町村外で事業再開等を行う場合は3/4以内
- 公募期間(予定)** 2019年3月25日(月)～5月17日(金)(当日消印有効) (この公募期間は現時点での予定です。後日、ホームページ等で公表する公募期間を改めて確認してください。)
- 問 福島県商工労働部経営金融課 ☎024-521-7291



福島県の監視の取り組みを紹介する動画ができました

福島県は、福島第一原発の廃炉作業をさまざまな視点で監視しています。福島県が行っている日々の監視を紹介する動画をホームページで公開します。



問 福島県危機管理部原子力安全対策課 ☎024-521-8504 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/>



2019年度 復興公営住宅の入居者募集について

2019年度の県営復興公営住宅の入居者募集を次の日程で行います。

募集の詳細(対象団地、入居要件等)は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。また、入居支援センターのホームページ等でも随時お知らせいたします。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320

復興公営住宅 入居



2019年度の募集及び入居予定

第1回	2019年4月1日(月)～4月12日(金)→2019年6月または7月入居予定
第2回	2019年6月3日(月)～6月14日(金)→2019年8月入居予定
第3回	2019年8月1日(木)～8月16日(金)→2019年10月入居予定
第4回	2019年10月1日(火)～10月11日(金)→2019年12月入居予定
第5回	2019年12月2日(月)～12月13日(金)→2020年2月入居予定
第6回	2020年2月3日(月)～2月14日(金)→2020年4月入居予定

住宅金融支援機構は、被災された方の住宅再建を支援します

住宅金融支援機構では、災害からの住宅復興を支援させていただくため、被災住宅を復旧するための融資である災害復興住宅融資の受付を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

ご利用いただける方

- 東日本大震災により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が対象です。
- 原子力災害による避難指示・解除区域(※)内に平成23年3月11日時点(被災時)でお住まいになっていた方が、避難指示・解除区域内の住宅に代わる住宅を建設または購入される場合は、り災住宅の被害程度が記載された「り災証明書」が交付されていないときでも、避難指示・解除区域内にお住まいになっていたことが確認できれば、ご利用いただける場合があります。
- なお、避難指示解除の後に「被災時の居住地と異なる市町村内で、住宅を建設または購入する場合は「り災証明書」が必要になるなど、取り扱いが異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)または機構ホームページでご確認ください。 ※「避難指示・解除区域」とは福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示・解除区域をいいます。

問 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) ☎0120-086-353 通話料無料(午前9時～午後5時)土日も営業(祝日除く) ※ご利用いただけない場合は、☎048-615-0420におかけください(通話料がかかります)。

<https://www.jhf.go.jp/shinsai/index.html>

住宅金融支援機構



飼い犬の所在地の変更はお済みですか?



犬の所有者は、犬の所在する市町村に犬の登録をする必要があります。犬を飼っている避難者の方で、その飼い犬の所在地を変更していない場合は、速やかに、現在お住まいの市町村窓口で変更の手続きをしてください。なお、現在お住まいの市町村に住民票を異動していない方につきましても、同様に、飼い犬の所在地は現在の避難先市町村に変更してください。変更の手続きをしていない避難者の方で、既に飼い犬が死亡している場合は、震災前にお住まいだった市町村に死亡届を提出してください。飼い犬の登録と年一回の予防注射を確実に行ってください。

問 各避難先市町村窓口



奨学生募集のお知らせ

福島県では、経済的理由により修学が困難な方に奨学資金を貸与します。



- 対象者** 高校、専修学校(高等課程)、特別支援学校高等部、大学、短大、高等専門学校に在学する福島県出身の方
- 応募方法** 願書・必要書類を在学する学校に提出
- 応募期限** 6月の各学校の指定する日

震災特例採用 **応募期限** 7月の各学校の指定する日 東日本大震災で被災した高校、専修学校(高等課程)、特別支援学校高等部の在学学生を対象とした別枠もあります。 ※卒業後の収入見込額が一定額を超えない場合、返還が免除される特例を設けています。

貸与金額、貸与要件等の詳細は、福島県奨学資金のWEBサイトをご覧ください。

問 福島県教育庁高校教育課 ☎024-521-7775

福島県奨学資金



「もっと知ってふくしま!」6秒CM放映中!

「ふくしままっぷ」ナビゲーターの「ベコ太郎」が、知るほど、たのしい、ディープな福島県の情報を「6秒」でお伝えるCMをYouTubeにて放映中。3月からは、全国各地の街頭ビジョンなどでも放映されます。

問 福島県広報課 ☎024-521-7124 <http://ch.pref.fukushima.lg.jp/shitte/>

